



資料編

環境指標一覧

	指標	目指す方向性	現状 2012(平成24)年度	目標 2023(平成35)年度
1	市域から排出される二酸化炭素量	減少	152.9万 t-CO ₂ 2010(平成22)年度	126.9万 t-CO ₂ 以下
2	「メガソーラーみと発電所」の発電能力 (市内の家庭及び事業所等の総数)	増加	6.3メガワット	100メガワット
3	温暖化対策に関する市民意識 (温暖化対策度チェックの平均点数)	増加	64.4点	80点
4	バスや鉄道などの公共交通機関が充実していると感じている市民の割合 (市民アンケート)	増加	31.7%	40%
5	1人1日当たりのごみの減量率 (2000(平成12)年度比)	増加	19.7%	25%以上
6	リサイクル率	増加	17.2%	25%以上
7	不法投棄箇所数(年間通報箇所)	減少	137か所	80か所
8	ごみ処理や減量化・再資源化の対策に満足している市民の割合(市民アンケート)	増加	49.6%	55%
9	河川の生物化学的酸素要求量(BOD)に係る環境基準の達成率	増加	7/8	8/8
10	千波湖における化学的酸素要求量(COD) (千波湖中央のCOD夏季の最大値)	減少	26mg/ℓ 2010(平成22)年度	8mg/ℓ
11	生活排水処理総合普及率(公共下水道や農業集落排水、合併浄化槽等により、生活排水を適正に処理できる人口の割合)	増加	87.2%	95%
12	市内の都市公園の面積	増加	297ha	330ha
13	エコファーマー(環境にやさしい農業に取り組む農業者)の登録者数	増加	214人	270人
14	自然や緑に囲まれたまちづくりに満足している市民の割合(市民アンケート)	増加	48.2%	55%

	指標	目指す 方向性	現状 2012(平成 24)年度	目標 2023(平成 35)年度
15	大気汚染に係る環境基準適合状況（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子物質、二酸化窒素）	維持	適合	適合
16	光化学オキシダント注意報の年間発令日数	維持	0 日	0 日
17	道路交通騒音に係る環境基準達成率	維持	100 %	100 %
18	公害・環境対策に満足している市民の割合（市民アンケート）	増加	22.8 %	30 %
19	都市景観重点地区指定（総数）	増加	1 地区	3 地区
20	補助制度により整備された生垣の延長	増加	9,913 m	14,000 m
21	まちなみや景観などの整備に満足している市民の割合（市民アンケート）	増加	26.3 %	50 %
22	水戸市ホームページの環境情報のアクセス件数	増加	約 28,000 件	40,000 件
23	観察会・学習会などへの参加者数（年間）	増加	1,200 人	2,000 人
24	環境フェスタへの参加者数	増加	6,000 人	10,000 人
25	環境に関する活動を行う市民団体の数	増加	18 団体	30 団体

水戸市環境基本計画（第2次）策定過程

1 市民意識調査結果

調査時期	2012（平成24）年2月23日～3月9日
対象者	20歳以上の市民2000人
回答数	731件（回答率36.5%）

■回答者の属性について

性別		年齢		職業	
	回答数		回答数		回答数
男性	322	20代	50	会社員	180
女性	395	30代	95	農業・水産業	20
不明	14	40代	90	自営業	59
		50代	152	公務員・団体職員	52
		60代	165	主婦（パート含む）	197
		70代	117	学生	11
		80以上	50	無職	180
		不明	12	その他	31

問1 水戸市環境基本計画（平成14年3月策定）を知っていますか。

回答	回答数
どういった内容か知っている	23
あることは知っているが、内容は分からない	155
知らなかった	456
その他	1

問2 市の環境保全の取組について満足度と、暮らしていくに当たっての重要度を教えてください。

項目	重要度	満足度
地球温暖化防止の取組	0.78	-0.28
太陽光など再生可能エネルギーの活用	0.79	-0.43
焼却施設の余熱の活用	0.76	-0.2
省エネルギーの推進	0.78	-0.24
公共交通機関・自転車の利用促進	0.60	-0.46
地球環境問題対策（国際協力など）の推進	0.57	-0.22
ごみの減量、リサイクル活動の推進	0.84	-0.05
ごみ処理施設の整備	0.78	0.28
千波湖周辺の整備	0.60	0.69
河川、湖沼などの水辺の整備	0.55	0.12
河川の水質保全	0.80	-0.06
公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置促進	0.72	0.07
雨水の利用の促進	0.59	-0.38
那珂川堤外地の水辺の整備	0.50	0.07
公園、緑地の確保	0.78	0.42
水辺の動植物の生息・生育環境の保全	0.62	0.06
緑地（平地林など）の保全や創出	0.59	0.09
野生動植物の生息・生育空間の保全	0.53	0.02
自然観察会や環境調査の実施	0.37	0.05
自然環境に配慮した農業環境の整備	0.54	-0.02
自然保護に関する啓発事業	0.49	-0.03

項目	重要度	満足度
生物多様性の保全	0.45	-0.05
環境汚染の監視	0.85	-0.34
夜間の自動車騒音の軽減	0.56	-0.1
自動車排出ガスの低減	0.66	-0.11
有害化学物質の排出抑制、情報提供	0.75	-0.26
放射性物質による汚染への対策	0.87	-0.75
伝統的な景観の保全や形成	0.84	0.49
史跡・文化財の保護や保存	0.87	0.65
美化活動推進、不法投棄の防止	0.89	-0.55
近所迷惑の防止のための啓発活動	0.51	-0.12
高齢者や障害者に優しいまちづくり	0.85	-0.45
環境教育、環境学習の活性化	0.63	-0.11
水戸市からの情報提供	0.47	-0.06

問3 水戸市の住みやすさについて教えてください。

回答	回答数
大変住みやすい	129
やや住みやすい	344
どちらとも言えない	150
やや住みにくい	57
大変住みにくい	21

問4 日頃、環境のために取り組んでいることや、今後実施したいことを教えてください。

取り組み	常に実行している	時々実行している	今後実行したい	実行するつもりはない
地域での歴史との触れ合いの活動などに参加している。	22	142	351	164
家の維持管理をしてまちの景観維持に努めている。	169	241	183	88
たばこや空き缶の投げ捨てをしない。	672	14	10	8
市全体や地域の環境美化活動へ積極的に参加している。	85	229	278	85
マイカー通勤を控え、自転車や公共交通機関の利用に心がけている。	149	180	177	158
駐停車時はアイドリングストップを実行する。	259	147	172	77
ごみの分別を徹底している。	615	77	11	4
ゴミ出しの時間や場所のルールを遵守している。	686	20	7	4
廃棄する際に有害化学物質の発生する製品は、購入・使用を避けている。	300	215	154	25
水辺に生息・生育する動植物に関心を持っている。	200	235	167	75
台所では三角コーナーを使用し、食用油などを生活排水として流さない。	568	105	31	6
身近な河川や湖沼の水質に関心を持っている。	263	218	156	45
塀を生垣にしたり、庭で木や花を植栽したりしている。	363	143	110	72
屋外ではごみを捨てない。	613	70	15	11
自然観察会に参加している。	23	77	342	232
自然の動植物を大切に、むやみに採取したりしないようにしている。	515	108	47	23
環境家計簿を利用するなど、二酸化炭素の排出量を把握し、削減に努めている。	64	116	356	140
雨水を貯留して洗車時に使用するなど、雨水の有効利用をしている。	32	67	347	231
毎月のエネルギー（電気、ガスなど）使用量を把握し、節約に努めている。	323	247	103	20
太陽熱給湯システムを設置している。	46	5	277	340
太陽光発電システムを設置している。	27	3	300	332
毎月のごみの量を把握し、ゴミの減量に努めている。	272	224	151	43
マイバッグを活用し、レジ袋の削減に努めている。	615	77	15	5
生ごみの発生抑制に心がけ、コンポスト容器などで堆肥化をしている。	162	87	254	178
詰替え商品や再生利用しやすい商品を優先的に購入している。	399	213	71	17
修理できるものは修理して長く使う、フリーマーケット、リサイクルショップなどを積極的に利用している。	196	297	150	53
環境教育や環境学習にかかわる活動へ積極的に参加し、環境への関心、理解を深めるよう心がけている。	38	125	383	131
家庭内で環境問題について話し合う機会をつくり、又自然とふれあう体験を家族で共有するよう努めている。	64	211	316	84
地域の清掃活動や、花壇作りに参加している。	145	186	238	114
個人又は団体間で、環境保全の取組に関する情報の交換に努めている。	34	120	345	168

問5 環境を守るために金銭的負担や労力の負担をすることについて教えてください。（複数回答）

回答	回答数
多少不便でも、環境にやさしいライフスタイルを実践する	407
環境に配慮した製品を購入するなど、ある程度の金銭的負担をしてもよい	404
地域活動を通じて時間と労力を提供する	271
すべて税金ですべきだ	58
何もしなくてよい	12
その他	16

問6 あなたが環境問題への取組を行う上で、どのようなことが問題になっていますか。（複数回答）

回答	回答数
環境問題の現状や対策に関する情報が不足している	363
忙しくて時間がない	231
何をやったらいいのかわからない	187
参加の場がない	165
一緒に取り組む仲間がいない	149
環境問題の内容がわからない	113
特に問題はない	81
その他	12

問7 水戸市の自然は十分な豊かさがあると思いますか。

回答	回答数
十分に豊かである	86
それなりに豊かである	457
どちらとも言えない	109
やや少ない	39
とても少ない	11

問8 最も身近に感じる環境問題を教えてください。（自由回答）

項目	回答数	挙げられた問題
ごみ・衛生	157	不法投棄、分別、リサイクルなど
水質	26	千波湖や那珂川の水質など
交通	20	自転車道の整備、公共交通機関の不足など
大気、騒音	15	自動車やバイクの騒音、自動車の排気ガスなど
道路整備	14	道路の幅員、路面の凹凸など
放射線	13	放射性物質による汚染など
自然環境	12	生態系の保全、緑地の保全など
下水道	11	下水道整備の遅れなど
その他	39	-

問9 あなたが大切にしたい、将来に残したい環境、場所、風景、風習などがあれば教えてください。

回答	意見数
千波湖	198
偕楽園	161
歴史的・文化的資産	96
自然環境	49
弘道館	39
河川・水辺	35
公園・緑地	30
景観	25
大塚池	15
那珂川	12
森林公園	11
その他	15

問10 参加したことがある、又は参加してみたい環境教育やボランティア活動を教えてください。

項目	常に参加している	時々参加している	今後参加したい	参加するつもりはない
環境問題等に関する講演会・講習会	1	65	363	211
自然観察会	1	48	378	212
自然林や野生生物等の自然保護活動	3	22	360	233
花壇作りや植樹などの緑化運動	28	125	332	153
地域の清掃活動	161	191	232	77
森林保全に関する活動	4	20	343	268
河川清掃や河川保全活動	10	55	323	244
環境基金など環境保全のための寄付	12	77	347	196

問11 環境教育や環境学習の進め方について教えてください。（複数回答）

項目	回答数
学校は、教育の中で子供たちへの環境教育を実施する。	540
市は、身近な生き物の調査や河川の水質調査などを積極的に行い、情報を公開することで市民の意識を高める。	380
市は、市民がいつでも使えるよう環境についての情報を整理し、公開する。	335
市は、市民や企業と協力して、自然の中で環境の大切さを実感するイベントなどを実施する。	300
市は、環境学習の実施に取り組んでいる団体などを支援する。	265
市は、県や企業などと協力して、環境フェアや講演会などを開催する。	199
市民ボランティアや環境団体は、環境について学ぶイベントや勉強会を開催する。	138
自治会などは、地域において環境に関する勉強会などを実施する。	135
その他	14

問12 水戸市を将来どのような環境のまちにしたいかを教えてください。(3つまで回答)

回答	回答数
歴史、文化に恵まれて、伝統を大切にすまち	324
ごみが散らかっていない清潔なまち	315
公共交通機関や自転車で移動しやすいまち	216
騒音や悪臭のない快適な居住空間のまち	188
澄んだ空気のまち	172
子供からお年寄りまで快適に憩える公園があるまち	169
みどりが多い市街地をもったまち	164
きれいな水辺のまち	148
子供から大人まで環境教育の進んだまち	108
環境への負荷の少ない省資源・リサイクル型の生活や社会を推進するまち	87
多様な動植物が生息できる自然があるまち	86
地球にやさしい省エネルギー・低炭素型の生活や社会を推進するまち	73
地域の環境への取組やボランティア活動が盛んなまち	61
地球環境の保全のために国際的な協調に取り組むまち	15
その他	1

問13 環境問題について、企業や事業所に求めたいことを教えてください(2つまで回答)

取り組み	回答数
大気、水質、騒音などの公害に対する取組の強化	295
自然エネルギー(太陽光発電など)の積極的な利用	208
ごみの適正な処理、リサイクルの推進	184
電気、燃料、水などの省エネルギー活動の強化	175
公共交通機関を利用した通勤の推進	105
環境に配慮した商品の製造・販売	104
環境保全活動への支援、協力	98
工場、事業所の緑化の推進	69
環境に関する情報の積極的な公開、周知	66
低公害車の積極的な導入	66
ISO14001など環境管理システムへの取組	29
その他	32

問14 参加したことがある、もしくは参加したいと思う環境イベントをおしえてください。(複数回答)

イベント内容	回答数
千波湖環境学習会	274
水戸市環境フェスタ	218
桜川水系クリーン作戦	173
CO2削減エコオリンピック	94
石川川清掃	45

2 水戸市環境審議会

名 称	開催日	主な審議内容
2012（平成24）年度 第1回水戸市環境審議会	2012（平成24）年 7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・新環境基本計画について（諮問） ・新環境基本計画の策定基本方針について ・市民意識調査の結果について ・水戸市の現況等について ・環境審議会専門部会について
水戸市環境審議会 第1回専門部会	自然環境部会 8月29日 生活環境部会 8月29日 地球環境部会 8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・新環境基本計画の施策（案）について ・計画の体系（柱・施策の方向・具体的施策） ・環境像を構成するキーワード ・進捗・評価のための具体的な数値指標
第2回水戸市環境審議会	10月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・各専門部会での審議内容について ・新環境基本計画の体系について ・目指すべき環境像について
第3回水戸市環境審議会	11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・新環境基本計画（案）について ・第6次総合計画との関連について ・進捗評価のための数値指標について
水戸市環境審議会 第2回専門部会	2013（平成25）年 自然環境部会 2月12日 生活環境部会 2月13日 地球環境部会 2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・新環境基本計画（案）について ・第2部第2章施策の方向 ・目指すべき環境像について
2013（平成25）年度 第1回水戸市環境審議会	8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・新環境基本計画（案）について ・目指すべき環境像について
第2回水戸市環境審議会	10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・新環境基本計画（案）について
第3回水戸市環境審議会	2013（平成26）年 2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・意見公募手続きによる意見の氏のお考え方について ・水戸市環境基本計画（第2次）の策定に関する答申について

3 庁内機関

名 称	開催日	主な審議内容
第1回 環境基本計画策定検討会	2012（平成24）年 2月27日	・新環境基本計画の策定について ・現計画に基づいて実施した施策の検証・評価等に関する調査について
第2回 環境基本計画策定検討会	3月27日	・現計画の施策別状況調査結果について ・新計画の体系（案）について ・環境基本計画と各課の所管する計画の関連性について
第3回 環境基本計画策定検討会	5月22日	・新環境基本計画策定基本方針について ・市民意識調査結果について ・新環境基本計画策定スケジュールについて
地球環境問題対策連絡会議	6月7日	・新環境基本計画策定基本方針について 計画策定スケジュール
環境基本計画策定検討会 （調査）	7月31日	・新環境基本計画の施策等（案）に関する調査
第4回 環境基本計画策定検討会	8月17日	・新環境基本計画の策定等（案）について
環境基本計画策定検討会 （調査）	11月7日	・新環境基本計画の体系図（案）に関する調査 ・具体的施策・行政の行動指針に関する調査 ・数値指標に関する調査
環境基本計画策定検討会 （調査）	2013（平成25）年 5月29日	・新環境基本計画の施策等（案）に関する調査 計画中間取りまとめに向けて
環境基本計画策定検討会 （調査）	11月15日	・新環境基本計画（案）中間取りまとめ
地球環境問題対策連絡会議	12月2日	・新環境基本計画（案）中間取りまとめ
庁議	2014（平成26）年 3月25日	・水戸市環境基本計画（第2次）策定について

4 意見公募手続

名 称	募集期間	資 料
新環境基本計画（案）につ いて	2013（平成25）年 12月16日～ 2014（平成26）年 1月20日	・水戸市環境基本計画（第2次）（案）

水戸市環境基本計画（第2次）策定審議体制

1 水戸市環境審議会へ諮問

環境諮問 第 1 号
平成 24 年 7 月 4 日

水戸市環境審議会
会長 金 利 昭 様

水戸市長 高 橋 靖

水戸市新環境基本計画の策定について（諮問）

本市では、「水戸市環境基本計画」を平成 14 年に策定し、「水と緑をはぐくみ 豊かな環境を未来に引き継ぐまち 水戸」を目標として、様々な取組を進めているところであります。

環境基本計画の目標年次の到来を踏まえ、国内外の環境問題や本市を取り巻く課題等に対応しながら、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな環境基本計画を策定について、貴審議会の御意見を賜りたく、水戸市環境基本条例（平成 12 年水戸市条例第 1 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき諮問いたします。

2 水戸市環境審議会からの答申

環境答申 第 1 号
平成 26 年 3 月 18 日

水戸市長 高 橋 靖 様

水戸市環境審議会
会長 金 利 昭

水戸市環境基本計画（第 2 次）の策定について（答申）

平成 24 年 7 月 4 日付け環境諮問第 1 号をもって当審議会に諮問のありました水戸市環境基本計画（第 2 次）の策定については、当審議会において十分な審議を重ねるとともに、当審議会内に地球環境専門部会、自然環境専門部会、生活環境専門部会を設け、慎重に審議した結果として、別冊のとおり答申いたします。

3 水戸市環境審議会名簿

区分	氏名	所属機関	備考
関係機関	高橋 晃浩	常陸河川国道事務所計画課長	
	浅野 康雄	茨城県環境政策課長	
	小田川 豊	常陸河川国道事務所計画課長	旧委員
市民団体	小川 喜治	住みよいまちづくり推進協議会長	
女性団体	鹿倉よし江	水戸女性会議会長	
関連団体	八木岡 努	水戸農業協同組合代表理事組合長	
	鈴木 寿久	水戸商工会議所副会頭	
	尾曾 正人	茨城県建設業協会水戸支部長	
学識経験者	金 利昭	茨城大学工学部教授	
	岡嶋 宏明	常磐大学コミュニティ振興学部准教授	
環境団体	廣瀬 誠	茨城県環境アドバイザー	
	根本 俊英	茨城県環境管理協会理事長	
	小菅 次男	茨城生物の会会長	
	高橋 正道	水戸市環境保全会議代表	
議員	須田 浩和	水戸市議会議員	
	江尻 加那	水戸市議会議員	
	小室 正己	水戸市議会議員	旧委員
市民	森田 茂樹	公募市民	
	水野 恵美子	公募市民	

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する指針（第 9 条・第 10 条）
- 第 3 章 環境の保全及び創造に関する基本的施設（第 11 条－第 23 条）
- 第 4 章 地球環境保全の推進（第 24 条）
- 第 5 章 雑則（第 25 条）
- 付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、水と緑に恵まれた本市の環境を現在及び将来にわたって保全し、更に良好な環境を創造することについて、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（環境の保全及び創造に関する理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全に暮らすことのできる快適な生活環境を確保し、及び水と緑に恵まれた本市の自然環境を保護するとともに、これらを将来の世代へ継承していくことを旨として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人類共通の重要な課題である地球環境保全を国際的協調の下に積極的に推進することを旨として行われなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全及び創造に関する理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、良好な水質の保全、

廃棄物の減量、騒音の発生防止その他環境への負荷の低減に努めなければならない。
2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止するとともに、自然環境の保護に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基準の確保)

第7条 市、市民及び事業者は、国の定める環境基準が確保されるように努めなければならない。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する指針

(施策の策定等に係る指針)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ水戸市環境審議会条例(平成4年水戸市条例第35号)に規定する水戸市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(自然環境の保全に関する措置)

第11条 市は、緑化を推進し、動植物を保護し、その他自然環境を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(歴史的遺産等の保全の推進)

第12条 市は、歴史的及び文化的な遺産の保全を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(土地利用等に関する措置)

第13条 市は、地域開発計画、都市計画、産業振興計画等の策定に当たっては、土地利用の基本構想に適合するように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、開発行為(主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。)により、良好な環境が損なわれることのないように、必要な措置を講

ずるものとする。

（環境影響評価の推進）

第14条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（公害の防止）

第15条 市は、化学物質等による環境への負荷の低減に努めるとともに、公害の発生を未然に防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、水源の保護並びに河川及び湖沼の浄化を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（協定の締結等）

第16条 市は、必要があると認めるときは、事業者と協定を締結し、その他の必要な措置を講ずるものとする。

（施設整備の推進）

第17条 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、廃棄物及び下水道の公共的な処理施設の整備その他環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（快適な生活環境の確保）

第18条 市は、火災、水害、地震災害その他の災害の発生を予防し、又は拡大を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、道路交通環境の整備その他市民の交通安全を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、空き缶等の散乱を防止し、清潔で美しい生活環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、空き地が放置されることにより生ずる防火上、防犯上その他環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

5 市は、建築物による日照障害及び電波障害を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的利用の推進）

第19条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的な利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育の推進等）

第20条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これらの者の自発的活動が促進されるように、教育及び文化活動の推進並びに広報活動の充実に努めるものとする。

（監視体制の整備）

第21条 市は、環境の状況を把握するとともに、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視の体制を整備するように努めるものとする。

（推進体制の整備）

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第23条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進及び国際協力)

第24条 市は、地球環境保全に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体及び民間団体等と協力し、地球環境保全に関する国際協力に努めるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(水戸市市民環境の整備保全に関する基本条例の廃止)

2 水戸市市民環境の整備保全に関する基本条例(昭和49年水戸市条例第7号)は、廃止する。

(水戸市空き地等の管理の適正化に関する条例の一部改正)

3 水戸市空き地等の管理の適正化に関する条例(昭和50年水戸市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「水戸市市民環境の整備保全に関する基本条例(昭和49年水戸市条例第7号)第20条」を「水戸市環境基本条例(平成12年水戸市条例第1号)第25条」に改める。

用語解説

あ行

ISO14001

ISO（国際標準化機構）が環境マネジメントを支援する様々な手法に関する規格を定めたのが、ISO14000 シリーズです。

ISO14001はISO14000シリーズの中心となる規格で、環境マネジメントシステムの仕様を定めており、その基本的な構造は、PDCA サイクルによって組織の環境マネジメントレベルを継続的に改善していこうとするものになっています。

アオコ

植物プランクトンの一種であるラン藻類が異常繁殖することによって、水面を覆ってしまう現象です。青い粉を撒いたように見えることからアオコと呼ばれます。

アオコの発生により、水の透明度の低下や、悪臭などの被害が発生します。

雨水貯留槽

雨水を貯留して、庭の散水などに利用するもので、節水に効果があります。また、東日本大震災の経験から断水など非常時の生活用水としても期待されています。

一酸化炭素（CO）

酸素の不十分な環境で燃焼（不完全燃焼）が起こった際に一酸化炭素が発生します。一般家庭では、屋内での木炭コンロの使用、ガス湯沸かし器やストーブの不完全燃焼が原因となります。

茨城エコ事業所

茨城県が行っている認証・登録制度で、環境に配慮した取り組みを実践している事業所を「茨城エコ事業所」として登録しています。

登録事業所による取組を広く県民等に紹介することにより、環境に配慮した取組の普及啓発を図り、環境負荷の少ない循環型社会づくりに寄与することを目的としています。

茨城県森林湖沼環境税

森林や湖沼・河川などの自然環境を、良好な状態で次世代に引き継ぐための財源の確保を目的として導入されたものです。この財源は、荒廃した森林の間伐や高度処理型浄化槽の設置促進など自然環境保全のための取組みに使用されています。

課税期間は2008（平成20）年度から2017（平成29）年度（当初予定から5年間延長）までとなっています。

茨城県版レッドデータブック

絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広めるため、環境省が日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）の選定と、それらの生息状況等を取りまとめたレッドデータブックを刊行しています。

これに対応し、茨城県に生息する希少な動植物の現状を明らかにしたものが茨城県版レッドデータブック（レッドリスト）です。

いばらき都市緑化フェスティバル

都市緑化に対する市民の理解と協力を得ることにより、都市緑化の推進をはかり、潤いのあるまちづくりに役立つことを目的として水戸市と茨城県が主催する行事です。

エコアクション21

中小事業者等の幅広い事業者に対して、「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供する目的で、環境省が策定したガイドラインです。

エコアクション21は、中小事業者でも自主的・積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、その結果を公表できるように工夫されています。

エコ・ショップ

消費者と事業者の連携のもと、循環型社会を構築するため、環境にやさしい取り組み（ペットボトルなどの店頭回収や、リサイクル商品の販売など、ごみの減量化、リサイクル活動）に積極的に取り組んでいるお店を、市では「エコ・ショップ」として認定しています。

エコドライブ

無駄な燃料消費や騒音などの少ない、環境にやさしい適正な運転マナーのことで、タイヤ空気圧の適正化、円滑な発進、停車時のエンジン停止（アイドリングストップ）などがあります。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、「持続性の高い農業生産方式（「土づくり」・「化学肥料低減」・「化学農薬低減」の3つの技術に一体的に取り組むこと）」を導入する計画を作成し、県知事の認定を受けた農業者を指します。

エコファーマーは農村における環境保全活動と、環境にやさしい営農活動推進の担い手として期待されています。

ESCO 事業

ESCO とは、Energy Service Company の略語で、省エネを実施したいと考える顧客の事業所等の省エネを実現し、削減できた光熱費から対価を受け取る事業のことです。省エネのための「技術」「設備」「人材」等を包括的に提供すること、初期費用の軽減のほか、削減効果が保障されることが特徴になっています。

オゾン層

オゾンは酸素原子 3 個からなる気体です。大気中のオゾンは約 90% が成層圏（約 10～50km 上空）に存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層といいます。

オゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しています。また成層圏オゾンは、紫外線を吸収するため成層圏の大気を暖める効果があり、地球の気候形成に大きく関わっています。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタン、水蒸気などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあることから、温室効果ガスといいます。温室効果ガスによって、地球の温度は約 14℃前後に保たれていますが、温室効果ガスが大量に放出されることによって、地球温暖化の原因にもなっています。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄が、削減対象の温室効果ガスと定められています。

か行

外来種（外来生物）

外来種とは、本来その地域に生息していなかったものが、人間の活動によって、新たに入ってきたものを指します。もともとの生態系や人間の生活に被害を及ぼすものがあることから、国内では一部で外来種の駆除が進められているほか、対策のための「外来生物法」が制定されました。

化学的酸素要求量（COD）

水中の汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するとき消費される酸素量をいい、数値が高いほど汚染度は高いことを表します。短時間で水中の有機物の量を調べる際に使用します。湖沼や海域においては、BOD を使用せず、COD を指標として使用することが一般的です。

合併処理浄化槽

し尿と併せて生活雑排水を処理する浄化槽です。し尿だけを処理する単独処理浄化槽と比較して、家庭から出る排水の水質が改善するため、切り替えが進められています。

環境カウンセラー

環境カウンセラー制度は、環境省が実施しているもので、環境保全活動等に実績や経験を生かして、市民や事業者、団体の保全活動に助言などを行っていただける人材の登録制度です。

茨城県環境アドバイザー制度は、市民団体や地域、事業者等が開催する環境保全に関する学習会、講演会などに、知識・経験を有する環境アドバイザーを講師として派遣する制度です。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき政府が定めています。これは、「維持されることが望ましい基準」であり、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくとするものです。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、そのための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS - Environmental Management System）といいます。

環境マネジメントによって、環境にやさしい組織として外部にアピールできることや環境面から事業活動を効率化できること、新たな法規制への備えなどの効果が期待できます。

間伐材

間伐とは、森林内の過密化を解消し、樹木の健全な成長を促すためにするために木を間引く作業のことを指し、間伐によって出た材木を間伐材と呼びます。

割り箸や、薪や木質ペレット等の燃料、集成材として建築物や家具に利用されています。

協働

協働とは、市民活動団体と市とが、達成しようとする目的や課題を共有し、各々の特性に応じた役割分担のもと、それぞれの責任を果たしながら、連携・協力して公共的な事業などに取り組むことをいいます。

共同配送

生産者など配送主が個別に行っていた配送を、配送先毎に一括して共同で輸送することによりトラック台数の削減など効率化を図ることで。

グリーン購入

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーン購入を行うことで、購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

公害

環境基本法第2条第3項で、「環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定められます。

公害防止協定

自治体や住民と事業者の間で結ばれる協定で、事業活動による公害を防止するための責務を定めるもので、法令を補完する役割を果たしています。

光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素等が紫外線により光化学反応を起こし、生成されるオゾンなどを主体とする酸化性物質の総称です。光化学オキシダントの濃度が高くなると、大気が白くもやがかかったような光化学スモッグが発生します。

光化学スモッグは、目やのどの痛み、めまいなどを引き起こす恐れがあります。そのため、光化学オキシダント濃度が高くなったときに「注意報」や「警報」が発令されます。

さ行

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称です。具体的には、太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指します。

桜川清流ルネッサンスⅡ（第2期水環境改善緊急行動計画）

千波湖・桜川は市民の憩いの場となっている一方、生活排水などを原因とする水質悪化によりアオコが発生するなど親水性が損なわれていることから、関係機関、流域住民の協働で水環境改善を図るために策定されました。

人と河川が豊かに触れ合える河川環境の創出を図ることを目的とした平成27年度における目標を定めるとともに、これを達成するための施策の具体的内容を示しています。

酸性雨

工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が雨水に取りこまれて強い酸性を示す雨のことをいい、一般にはpHが5.6以下になると酸性雨と呼ばれます。

シックハウス（症候群）

建材等から発生する化学物質などによる室内空気汚染等と、それによる健康影響を「シックハウス症候群」と呼びます。住宅の高気密化が進み、住宅内の空気の入替わりが少なくなったことで、化学物質、細菌、カビの胞子、ダニなどが室内に留まった状態になりやすくなっていることが原因といわれます。

ジェットストリーマー

水の流れを作り出し、アオコの発生を抑制するほか、貧酸素状態になった底質水と表層の水を攪拌することができる装置です。水戸市においては、水質浄化対策として千波湖に設置されています。

省エネ診断

省エネルギーに係る専門的な知識を持つ診断員が各家庭や事業所を訪問し、エネルギーの使用状況や設備の運用状況等を確認し、効果的な省エネ手法を提案することです。

茨城県では、中小事業者の節電や省エネルギー対策を支援するため、専門のアドバイザーを派遣する「中小企業省エネルギー診断」を実施しています。

省エネナビ

家庭におけるエネルギーの消費量を金額で表示する機器です。消費量が目に見えることで、無駄なエネルギー消費を削減し、省エネに取り組むための指針とすることができます。

水質汚濁防止法に基づく特定施設

人の健康または生活環境に被害を生じるおそれのある汚水や廃液を排出する施設として、政令で定められた施設です。

特定施設を設置した事業場は、物質ごとに定められた排水基準を超えた排水を公共水域に排水することはできません。

生活排水処理総合普及率

公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントの整備により、生活排水を適正に処理できるようになった人口（処理人口）が区域内の総人口（行政人口）に占める割合で、生活排水処理施設の整備状況を表す指標として使われます。

生活排水処理総合普及率（％）は、下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントの処理人口の合計を行政人口で割った数値で示されます。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水質中の汚濁物質（有機物）が微生物によって酸化分解されるときに必要な酸素量を示し、BODの数値が高いほど水中の有機物が多い状態にあり、汚れの度合いが高いことを意味します。河川汚濁の程度を示す代表的な指標です。

生物多様性

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全てが直接的、間接的に支えあっています。

潜在植生

ある土地の現存植生を持続させている人為的干渉が全く停止されたとき、その土地が支えることのできる理論的な自然植生をいいます。

世界遺産

UNESCO総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて登録された、遺跡、景観、自然など、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つものを指します。

た

ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ごみ等の燃焼により発生する有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）類、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）類及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）類の総称です。

ダイオキシン類対策特別措置法で、環境基準値及び焼却炉等に対する排出規制等が定められています。

太陽光発電システム

太陽電池を使って太陽の光エネルギーを直接電気に変えて利用することができます。太陽光を電力に変換するため、汎用性が高く、太陽光さえ得られればどこでも発電可能というメリットがあります。

太陽熱利用機器

太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムです。太陽光発電よりもエネルギー利用効率が高く、設置費用が比較的安価という利点があります。戸建住宅のほか、ホテル、病院、福祉施設など業務用建物でも使用されています。

チームみとエコプロジェクト

水戸市地球温暖化実行計画において、温暖化対策度の「見える化」や、低炭素型スタイルづくりにつながる対策を、「チームみとエコプロジェクト」としています。

具体的には、自らの温暖化防止の取組の進捗度を「見える化」する「温暖化対策度チェック」、取組の成果を多くの人と競い合うことで、取組のきっかけとする「CO₂削減エコプロジェクト」、温暖化を防止する上で重要となる太陽光発電システムについて、市内の太陽光発電システムを大きなメガソーラーに見立て、その発電量を公表していく「メガソーラーみと発電所」の3つの取組となります。

地産地消

地域で生産されたものを地域で消費することを意味しており、特に地域でとれた新鮮で安心できる農林水産物をできるだけ地域で消費するという、食の地産地消が有名です。

地産地消に期待される効果としては、地域の活性化や、食料自給率の増加のほか、輸送距離が短くなることで輸送中に発生する二酸化炭素の削減できることが挙げられます。

透水性舗装

雨水の下水・河川への流出抑制と地下水かん養を図るため、地下に雨水が浸透することができるような構造や材質を採用した舗装のことです。

特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより保全する制度であり、その制度によって指定された地区を指します。

都市景観重点地区

水戸市都市景観条例に基づいて、優れた都市景観づくりを行う必要があると認めた地区を、都市景観重点地区に指定する制度です。現在『備前堀沿道地区』が指定されています。

土壌汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壌中に有害物質が残留、蓄積することにより、土壌が持つ浄化機能等を阻害することを土壌汚染といいます。土壌汚染の環境基準は、カドミウム、トリクロロエチレン等について25項目が定められています。

トプランナー基準

機器の省エネルギー基準を、各々の機器において、基準設定時に商品化されている製品のうち「最も省エネ性能が優れている機器（トプランナー）」の性能以上に設定する制度です。

省エネ法に基づく機器のエネルギー消費効率基準の策定方法となっています。

な行

生ごみ処理機器

家庭から排出されるごみのうち、重量比で大きな割合を占める生ごみを減量化するためのもので、生ごみを堆肥化してごみを減量するものや乾燥によって減量するものなど様々な種類があります。

二酸化硫黄 (SO₂)

亜硫酸ガスとも呼ばれる硫黄酸化物の一つで、石炭や重油など不純物として硫黄を含有する化石燃料の燃焼時や金属精錬工程で発生します。硫黄酸化物に係る環境基準は二酸化硫黄について設定されています。

二酸化窒素 (NO₂)

燃焼により発生した一酸化窒素 (NO) の酸化によって生成される大気汚染物質で、窒素酸化物の主要成分です。

農業集落排水施設

農業用排水や河川などの水質保全と農村生活環境の保全のため、農村集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設です。

は行

バイオマスエネルギー

生物起源の資源で、エネルギーとして利用できるものを指します。

バイオマスエネルギーから排出される二酸化炭素は大気中から固定して得られたものであるため、大気中に新たな二酸化炭素を放出しないという意味で、「カーボンニュートラル」といわれます。

バイオマスエネルギーの原料には、紙や間伐材といった廃棄物や下水汚泥などを利用する廃棄物系のものや、バイオマスエネルギー用に植物を栽培して利用するものがあります。

PM2.5

浮遊粒子状物質のうち粒径 2.5 マイクロメートル以下の微小粒子のことです。

肺の深部に入り込みやすく、沈着しやすいといわれています。

BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)

Building Energy Management System の頭文字をとったもので、建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を一元的に管理し、建物全体のエネルギー消費を最小化するシステムのことです。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気を浮遊する粒子状物質で、粒径が 10 マイクロメートル (1mm の 100 分の 1) 以下のものは、大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼします。

工場や事業場やディーゼル自動車等から排出される人為的なもののほか、土壌粒子、海塩粒子などの自然界に由来するものがあります。

フロン

フロンとはフルオロカーボン (炭素とフッ素の化合物) の総称で、かつてはクーラーや冷蔵庫等の冷媒、半導体や精密部品の洗浄に使われてきました。しかし、フロンはオゾン層破壊や地球温暖化といった地球環境への影響があることからより環境負荷の少ないものに代替が進められています。

放射性物質

放射線を出す能力 (放射能) をもった物質のことです。放射性物質の量は、一般的に重量当たりのベクレル (Bq) で表されます。

放射線

原子核が不安定で壊れやすい元素が崩壊して、別の元素に変わるときに、放出される粒子や高いエネルギーを持った電磁波などのことです。

粒子性のものはアルファ線、ベータ線、中性子線などで、電磁波のものにはガンマ線や X 線などがあります。

放射線の強さは、単位時間当たりの放射線の量である放射線量率として Gy/h (グレイ毎時) などで表されます。

HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)

Home Energy Management System の頭文字をとったもので、住宅内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を一元的に管理し、省エネにつながるシステムのことです。

ま行

緑のカーテン

建築物等の壁面をつる性の植物などで覆う緑化のことです。夏においては、窓から入り込む日差しを遮ることで、室温の上昇を抑制し、冷房の効率を向上させる効果があります。

メガソーラー

出力が1,000kW(1,000,000W)以上の大規模な太陽光発電施設を指します。国内では2009年頃まで戸建住宅向けが容量の8割を占めていましたが、固定価格買取制度ができたことや太陽光発電システムの設置コストの減少などによって、大規模な太陽光発電所の建設が進んでいます。

モーダルシフト

貨物や人の輸送手段の転換を図ることですが本計画においては、二酸化炭素発生量の削減を目的とし、トラックによる貨物輸送から、鉄道や船舶に転換することを指します。

や行

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。建物では自動ドアや多目的トイレ、日用品では、テレホンカードの切り込みなどが挙げられます。

ら行

ライフサイクルアセスメント

原材料の入手から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品のライフサイクルで、環境に与える影響を分析し、定量的に評価する手法です。また、環境への不可を指標として、製品を評価し、より環境影響の少ない製品を選択するためのツールとしても用いられます。

リサイクル率

$(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後の再生利用量} + \text{集団資源物回収量}) \div (\text{ごみの総処理量} + \text{集団資源物回収量})$ で表される、ごみとして処理されたもののうち資源物として再生できるものの量を指します。

数字

3R

発生抑制(Reduce-リデュース)・再使用(Reuse-リユース)・再資源化(Recycle-リサイクル)の頭文字をとったものです。

循環型社会形成推進基本法においては、この順番で、廃棄物処理における優先順位が定められています。

75%水質値

河川等の水質を代表する値としては、一般的には平均値を用いますが、環境基準と比較する場合は75%水質値を用います。この値は年間を通して4分の3の日数はこの値を超えないという水質レベルを示すものです。

年間の日間平均値のデータを小さい方から順に並べ、0.75番目×n(nは年間の日間平均値の全データ数)のデータを用います。